

長岡市条例第37号

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物条例（令和6年長岡市条例第27号）第2条に定める旧機那サフラン酒製造本舗建造物（以下「旧サフラン酒本舗」という。）について、その歴史的・文化的価値の保存を図るとともに、観光振興及び地域活性化に資することを目的に、公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する民間事業者を選定するため、その実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める事項について規定するものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、旧サフラン酒本舗の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができるものとする。

2 前項の規定により旧サフラン酒本舗の公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならないものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を旧サフラン酒本舗の選定事業者として選定するものとする。

- (1) 旧サフラン酒本舗の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 旧サフラン酒本舗の運営等を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- (3) 旧サフラン酒本舗の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が旧サフラン酒本舗の公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、旧サフラン酒本舗を常に良好な状態において維持管理し、その歴史的及び文化的価値を十分

に発揮するとともに、観光振興及び地域活性化に寄与するよう、効率的に運営しなければならないものとする。

- 2 旧サフラン酒本舗の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する目的を達成するため、旧サフラン酒本舗の供用、維持管理その他施設の運営等に関する業務を行うものとする。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができるものとする。

(利用料金)

第5条 旧サフラン酒本舗の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、旧サフラン酒本舗の利用状況等を勘案して、適正な額を公共施設等運営権者が定めるものとする。

- 2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価」という。）を徴収することができるものとする。

- 2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他の必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。